



平成 21 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホーム
代表者名 代表取締役 大宮 健次
(J A S D A Q ・ コード 2721)
問合せ先
取締役経営管理室長 高橋 一俊
電話(03)5324-6261

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 11 日開催の当社経営会議において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 10 条に「株主権行使の手續きその他」の文言を追加するものであります。
- (4) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 9 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (17) (記載省略) (新設)	第 1 章 総則 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (17) (現行どおり) <u>(18) ホテル、スポーツスクール等の経営 および運営管理</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(18) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社の株券の種類ならびに株式の意義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条～第13条 (記載省略)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第34条 (記載省略)</p> <p>第35条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、</u></p>	<p><u>(19) スポーツ用品の販売</u></p> <p><u>(20) イベントの企画および運営</u></p> <p><u>(21) WEBサイトおよびモバイルコンテンツの企画制作</u></p> <p><u>(22) フランチャイズ契約および経営の指導業務</u></p> <p><u>(23) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議によって、</u></p>
---	--

<p>毎年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第37条 (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第36条 (現行どおり) (附則)</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 3 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日

以 上